

## 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A

令和4年3月4日時点

**(制度に関すること)**

※当該事項は、厚生労働省の資料や問い合わせ等にて確認した事項です。引き続き、制度に関するお問合せは厚生労働省コールセンターへお願いします。

| 番号 | 問い合わせ内容  | 回答  |
|----|--|---|
| 1  | 令和4年2月分及び令和4年3月分の賃金改善について一時金の支払いでの可能とされておりますが、職員に対する支払い時期としては、いつまでに行うべきでしょうか？  | 一時金の支払い時期については、令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うことができることとしか、国から示されておりませんので、各事業者におかれましては厚生労働省コールセンターに確認をお願いします。<br>なお、当該問い合わせ事項も含めて国から具体が示されましたら、本県HPIにて周知を行う予定です。 |
| 2  | 令和4年4月以降の新規開設事業所については、令和4年2月からの賃金改善実施報告を行わなくても、そのほかの要件を満たせば対象となりますが、処遇改善加算については、新規開設時から取得が必要でしょうか？                                   | お見込みのとおり、開設時当初から処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得している必要があります。  |
| 3  | 令和4年3月に開設した事業所は対象となりますか？   | 開設当初から処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得している事業所については対象となります。<br>ただし、令和4年3月から賃金改善開始の報告を令和4年3月15日までに提出する必要がありますので、遺漏のないようお願いします。  |
| 4  | 令和4年4月以降の新規開設事業所については、令和4年2月からの賃金改善実施報告を行わなくても、そのほかの要件を満たせば対象となりますが、令和4年2月以前に開設の既存事業所で、令和4年3月以降に処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得した事業所については、対象となりますか？ | 当該取扱いは令和4年4月以降に新規開設した事業所のみであり、既存事業所については、対象外となります。  |
| 5  | 先行して実施する2月・3月分の賃上げについて、2月勤務実績に基づく2月分給与が3月払いといった給与翌月払いである場合、2月分給与のベースアップ等の支払いは3月末まで、3月分給与のベースアップ等は4月末までの支払いとなっても交付金の申請対象となりますか？       | 〇月分の賃金改善については、「〇月に支払われる賃金を引き上げ」又は「〇月の労働に対する賃金の引き上げ」のどちらの解釈でも可能です。<br>つきましては、問い合わせ内容の対応についても、申請対象となります。<br>ただし、本交付金開始から終了まで同様の整理を続けるようお願いいたします。          |
| 6  | 交付金の算定について、総報酬×交付率となっておりますが、「総報酬」とは全ての加算を含んだ報酬額であり、通常の処遇改善加算及び特定処遇改善加算も計上した報酬額という認識で問題ないでしょうか。                                       | お見込みのとおりです。   |
| 7  | 10月以降においては、支援が予定されておりますでしょうか？  | 厚生労働省にて、障害福祉サービス等の報酬改定等による対応を検討中です。<br>については、現時点においては、明らかになっておりません。<br>今後、厚生労働省から通知がありましたら周知する予定です。   |

**(賃金改善開始の報告に関すること)**

| 番号 | 問い合わせ内容   | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | 複数のサービスを行う多機能型事業所の場合は、事業所番号が同一のため、一つの事業所として記載すればよろしいでしょうか？                        | お見込みのとおりです。   |
| 2  | 複数の事業所を運営しており、国保連への給付費等の受取口座がそれぞれ分かれておりますが、その場合口座情報はどのように記載すればよろしいでしょうか？          | 基本的には、法人で一つの口座にまとめていただくようお願いいたします。<br>交付金の支払いは、国保連における給付費等の登録口座に支払うこととなります。ただし、給付費の支払いについて、貴法人ではない他社(者)へ債権譲渡している場合には、他社(者)へ交付金を支払うことはできませんので、その場合に支払うために必要な情報となります。   |
| 3  | 今回、届出を行った振込口座へ交付金は支払われるのでしょうか？  | 交付金の支払いについては、国保連における給付費等の登録口座に支払うことを予定しておりますが、貴法人ではない他社(者)へ債権譲渡している場合には、他社(者)へ交付金を支払うことはできません。<br>今回の届出に係る口座情報は、債権譲渡している場合に、交付金を支払うために必要な情報となります。<br>なお、債権譲渡を行っていない事業所も、今後債権譲渡があった際に対応するため、記入していただく必要があります。 |
| 4  | 通帳が存在しない場合は、記入事項が確認できる書類を提出すればよろしいでしょうか？  | お見込みのとおり、当該書類を台紙に貼り付けて郵送にて提出してください。   |
| 5  | 令和4年2月からの賃金改善について、月末払いであるため、現在は未実施であるが、当該賃金改善を行うことが法人内部で決定していれば、報告しても差し支えないでしょうか？ | お見込みのとおりです。   |
| 7  | 郵送にて提出する通帳の写しについて、記入した口座に関する通帳の写しのほかに、国保連に登録している口座に関する通帳の写しについては提出が必要でしょうか？       | 必要ありません。報告書に記載の口座に関する通帳の写しのみ郵送にて提出をお願いします。  |

**(交付金計画書の提出に関すること)**

| 番号 | 問い合わせ内容  | 回答   |
|----|--|--|
| 1  | 交付金計画書の様式はどこにありますか？<br>また、記入事項としてはどのような情報が必要でしょうか？ | 厚生労働省から要綱が正式発出しておりませんので、現時点では提出する様式はありませんので、今後、厚生労働省から要綱及び様式等が示されましたら、案内する予定です。            |
| 2  | 介護の方にて、様式案が示されておりますが、障害の方も同様の様式となりますか？             | 上記の回答と同様に、厚生労働省から要綱が正式発出されておりませんので、現時点では明らかになっておりませんので、今後、厚生労働省より要綱及び様式等が示されましたら、案内する予定です。 |